

保護者の皆様へ

令和2年6月
水俣市教育委員会 教育総務課

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

水俣市では、経済的理由などで小中学生の就学に困っている御家庭を対象に、学用品費などの就学のために必要な費用の一部を援助しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により就労ができなかった方、失業や休業で給与収入が激減している方、又は自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的に
お困りの方はまず学校にご相談ください。

1 就学援助の主な申請の対象となる方

- (1) 生活保護を停止・廃止された
- (2) 各種税金・国民年金の掛け金などの減免を受けている
- (3) 児童扶養手当を受けている
- (4) 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- (5) 職業が不安定で生活状況が悪い
- (6) その他、収入状況・健康上の問題など、経済的な理由によるもの

2 申請について

就学援助は、通常、収入のわかる源泉徴収票や確定申告書の写しをご提出いただき、前年の収入で認定かどうかを判断しています。

しかし、前年の収入が多い方でも、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的にお困りの方もいらっしゃると思います。そういった方については、前年の収入ではなく、直近の収入状況などを勘案し援助の対象となることがありますのでご相談ください。なお、令和2年度の申請結果において認定「非該当」とされた世帯でも「家計が急変した世帯」として申請できます。ただし、令和2年度「就学援助認定該当者」の方については、改めて申請する必要はありませんのでご注意ください。

3 申請方法

児童・生徒が通学している各小中学校に申請書等を提出してください。

4 申請に必要な書類

- (1) 就学援助申請書 (必須)
- (2) 申立書 (必須)

(3) 収入が著しく減少(家計が急変)したことを証明する書類(世帯で収入のある方全員)

① 直近3か月(世帯で収入のある方全員)の給与明細及び減収後の給与明細
(ない場合は通帳の写しでも可)又は(別紙)給与証明書(必須)

② 辞令書又は退職証明書

③ 売上げの減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類

④ 国民健康保険税の減免を証明する書類

⑤ 生活福祉資金の特例貸付を受けたことを証明する書類など

⑥ 雇用保険受給資格者証(第1面から第4面まで)の写し

※ ①は必須 ②から⑥までは証明する書類のある方

(4) 児童扶養手当を受けている方は受給証書の写し

5 申請期間

令和2年6月15日(月)～令和3年2月26日(金)まで

認定された場合は、申請の受付月の翌月から援助開始となる予定ですので、上記期限まで申請してくださいようお願いします。

6 審査方法

就学援助申請書及び申立書等の内容を確認し、給与明細又は給与証明書にて、1年間の収入に換算したうえで、みなし所得を算定し、令和2年度就学援助認定基準額以下であれば、就学援助費の支給対象となります。

7 ご注意

この度の申請は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計が急変した世帯への就学援助のご案内となります。次年度以降については、従前の申請方法と同様の予定です。

【問合せ先】

児童・生徒が通学している各小中学校

又は水俣市教育委員会 教育総務課 学務係

電話：0966-61-1636

就学援助申請に関する申立書

私は、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入等が減少し、学校納入金（給食費等）の支払いが困難であることから、就学援助の認定を受けたいので、申し立てします。

記

1 申立区分（該当する区分の□に✓を付してください）

- 休業等で収入が減少した
- 離職した
- 売上が減少した
- 会社が倒産した
- その他

理由（）

2 添付書類（添付する書類すべての□に✓を付してください）

- 直近3か月の給与明細及び減収後の給与明細（ない場合は通帳の写しでも可）
 - 上記書類を提出できないため（別紙）給与証明書を添付します
- 辞令書又は退職証明書
- 売上減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類
- 国民健康保険税の減免を証明する書類
- 生活福祉資金の特例貸付を受けたことを証明する書類
- 雇用保険受給資格者証（第1面から第4面）の写し
- 児童扶養手当がある方は証書の写し

上記のとおり、相違ありません。なお、申請内容が事実と相違し、就学援助の対象とならない場合、異議はありません。

令和 年 月 日

（宛先）水俣市教育委員会

保護者等氏名

印

(別 紙)

給 与 証 明 書

私は、直近3か月の給与明細及び減収後の給与明細が提出できないため、次のとおり提出します。なお、収入内容が事実と相違し、就学援助の対象とならない場合、異議はありません。

就労先名称 及び支店名			
就労先住所			
就労先代表者名			
就労先電話番号			
就労先での職名 及び職務内容			
給与額	前3か月		
	月分	月分	月分
	円	円	円
勤務日数	日	日	日

令和 年 月 日

(宛先) 水俣市教育委員会

保護者等氏名

印